

宰相の職掌——『周礼』に於ける王安石と太宰春台——

濱野 靖一郎

一、徂徠と春台に於ける宰相

君主の存在意義を、政治に於ける最終決定者の役割に見いだした頼山陽は、宰相の存在を君主の立場を揺るがすものとして否定した。この見解は山陽を、儒者の枠組みからは離れた、と規定させうるほど大きい。^① 儒学に於いて宰相とは、それだけ重要な存在である。拙著『頼山陽の思想』「頼山陽前史」で荻生徂徠の政治思想を論じ、徂徠に於ける「君主の不在」を指摘した。

「人君ノ智ハ、我智ヲ智トセズ、ヨキ人ヲ知りテ、委任スルヲ、人君ノ大智トス」（『太平策』）と徂徠は主張する^②。

君主は最良の人物に「委任」するだけで、委任された人物は宰相として統治の責任者となる。『弁名』「聖」で「冢宰は邦治を掌り、人を知るを以て要務と為す」とした「冢宰」（『周礼』での宰相の職名）を、『政談』ではこう説明する。

執政の職は己が才智を働かさず、下の才智を取用ひて、下をそだて、御用にたつもの多くの多く出る様にす、職分の第一也。己が才智を働す事は、有司の職にて執政などの職分にはあらず。（『政談』卷三）

人材の登用と育成、これがその職務であり、政治的な決断や裁量は求めない（執政Ⅱ冢宰Ⅱ宰相）。それは、宰相の理想にも表れる。「執政の臣は言語容貌を慎み、下へ向て慮外をいはず、無礼なる事のなきを第一」とする。慎重さが

知謀に優越する。

徂徠が政治に重視するものは「礼」である。⁽³⁾ あらゆるものに「こうあるべき」動作・状態があり、それを制度としてしき、「ワザノ仕カケ」として人々になじませて世の中にあるべき状態にさせる。「戦争」と「狩獵」を例外として、統治に即座の判断を必要としない。「先王の義」に基づき担当部門が対応すればよく、出来なければその人材の能力が足りない、ということである。

太宰春台は徂徠の経学・経世面の継承者だが、徂徠と異なる論も多い。⁽⁴⁾ 『経済録』卷三「官職」で春台は、「凡天下国家ヲ治ルニハ、百官ノ定職ヲ定置事ヲ先」と書き出し、官を「役人」、職を「官人ノ職掌」と定義する。⁽⁵⁾ そして「周ノ代ニハ三百六十ノ官」あり、「周公ノ成王ノ輔相トシテ、三公六卿以下ノ諸官ヲ立テ、其職掌ヲ分テ常法ヲ定置」いた本を「周礼トイフ」。そして以下『周礼』に則った官職制度を説明していく。

冢宰ヲ治官トイフ。邦治ヲ掌ル。邦治トハ、天下国家ノ治メ也。六官皆国家ヲ治ルコトヲ掌ルト雖ドモ、余ノ五官ハ各一事ヲ掌ル。冢宰ハ天下ノ事ヲ統テコレヲ知ル也。

其職第一二人ヲ知ルコトヲ務トシ、人ノ才能ヲ選出シ、君ニ言上シテ、百官夫々職ニ居ラシメテ、官事ノ闕ヌ

様ニスル、是冢宰ノ常職也。

人事を冢宰の職掌とするのは同じだが、春台の「冢宰」はこれに止まらない。

次ニハ国計ヲ掌ル。国計トハ、計ハ、勘定也。歳計トイフハ、一年中ノ総勘定ナリ。米穀、金銀、布帛一切ノ貨財ノ出入ヲ勘定シテ、国用軍用ノ置シカラヌ様ニ、公卿百官ヨリ下万民追困究セザル様ニ、水旱、火災、兵革等ノ厄難有テモ、国家ノ痛マザルヤウヲ、常ニ思惟シテ取計フ也。此ニツハ、天下ノ総体ニ係ル政ニテ、冢宰ノ専要ニ心懸ルコト也。

春台は「冢宰」の職掌を、「人事」と「財政」に特化する。⁽⁶⁾ 徂徠の宰相に「財政」を付け加えているのだが、それは結果として宰相に「才智」を働かせることを要求する。つまり、徂徠の宰相の根幹を崩してしまふ。徂徠は必ずしも『周礼』に則って制度を語っているわけではないが、春台は『周礼』の解釈として「冢宰」を語っている。

また、ここで災害やクーデタ等、例外状況に対する備えを当然の前提とする（そもそも『周礼』九式にその規定は存在する）。五代綱吉公の治世には天災が連続し、特に大きいのは元禄十六（一七〇三）年の元禄地震・火事、宝永元（一七〇四）年前後の浅間山噴火・諸国の洪水、宝永四（一七〇七）年の宝永地震・富士山噴火が挙げられる。例外状況が

通常になるのだから、対策を常に想定せざるを得ない。春台は『經濟録』『食貨』でも災害を想定した予算を主張している。

二、王安石の利息・人間観

統治に於ける「理財」、つまり財政は東アジア政治思想史で、どのような位置づけであったか。儒教に於いて宰相の役割とはどのようなものであったか。この二つを併せて検討する必要がある。徂徠と春台は、『周礼』を重視する。であれば、両者と比較すべき相手は、まさに宰相として『周礼』による政治改革を実行した、王安石が適切である。王安石は『周礼』をどのようなものと考えたか。青苗法への批判に対する反論である、「荅曾公立書」（卷七三）を見てみたい。

某啓示して青苗の事に及ぶ。治道の興るは邪人利とせず。一たび異論興れば、羣聾之に和するは、意は法に在らざればなり。孟子言ふ所の利は、吾が国を利せんとして曲げて糴を防、過するが如く、吾身を利すること為るのみ。「狗彘の肉食を食らへば」則ち之を檢し、「野に餓卒有れば」則ち之を發くに至れば、是れ所謂政事なり。政事は理財する所以にして、理財は乃ち所謂義なり。一

部の『周礼』は、理財其の半ばに居る。周公は豈に利を為さんや。

王安石は「政事」と「理財」と「義」の連関を主張する。民を生存させるのが「政事」であり、そのために「理財」を行わなければならない。周公の作った『周礼』は「理財」がその半ばを占めているのだから、理財は「義」であって「利」ではない。孟子が否定した「利」とは、国に利益を与えるといつて非道を行い、結果私腹を肥やすことである。

蓋し民の利とする所に因りて之を利とせば、然らずんば得ざるなり。然るに二分は一分に及ばず、一分は利せずして之に貸すに及ばず、之を貸すは之を与ふるに若かず。然るに之を与えずして必ず二分に至るは、何ぞや。

青苗法は国家から民に貸し付ける低金利政策だが、二割の利息を設定していた。民の「利」（適切な利益としての「利」）を望むならば、利息を無くすべきだ、という批判が強く叫ばれていた。何故王安石は利息を必要としたのか。

其の来日の繼ぐべからざるが為めなり。繼ぐべからざれば則ち是れ恵なるも政を為すを知らず、「恵して費せざる」の道に非ざるなり。故に必ず貸す。然らば官吏の俸・輦運の費・水旱の逋・鼠雀の耗有り。而して

必ず之を広めんと欲し、以て其の飢へて足らざるに待
して直ちに之を与ふるや、則ち二分の息無くんば可な
らんや。則ち二分も、亦た常平の中正なり。豈に易ふ
べけんや。

それは、青苗法の運転資金の調達のためであった。常平倉
の穀物を原資とした青苗法なのだから、利息を取らなけれ
ば常平倉が維持出来ない。王安石の主張は妥当なもので、
知事時代に社倉を建議する朱熹も、程学派の青苗法批判が
行き過ぎであることを認めている¹¹。土田氏はこうした王安
石の経済政策を、「経済現象を静態とすべきであると考え
るのが儒者の正道とすれば、動態を経済現象の不可避条件
とする王安石の態度は先行者があったにせよ、検討の対象
になろう」と指摘する¹²。徂徠が社会を静態的に見るのに対
し、春台（そして山陽）が動態的に見ていることも注意すべ
きである¹³。

「義・利」は宋学に於いて、非常に重要な概念である¹⁴。
宋の蔡沈の『書集伝』は周官篇の「賢を推し能に譲れば、
庶官乃ち和す。和せざれば、政脛る。挙げて其の官を能
くせざれば、惟れ爾の能なり。称げて其の人に匪ざれば、
惟れ爾の任にあらざるなり」に、王安石の注を引く。

王氏曰く、道は二にして、義・利なるのみ。賢を推し
て能に譲るは、義を為す所以なり。大臣の義より出づ

れば、則ち義より出でざることを莫し。此れ庶官の争は
ずして和す所以なり。賢を蔽ひ能を害するは、利を為
す所以なり。大臣の利より出づれば、則ち利より出で
ざることを莫く、此れ庶官の争ひて和せざる所以なり。

庶官和せざれば、則ち政は必ず雑乱して理せず。

「称」も亦た挙なり。挙ぐる所の人、能く其の官を
修むれば、是れも亦た爾の能くする所なり。其の人に
非ざるを挙げれば、是れも亦た爾も任に勝えざるなり。
古は大臣人を以て君に事ふ。其の責は此くの如し。

この「道」は、「真理」ではなく「手段」の用法である。
ここでの「利」も、私欲による適切でないもの、である。
人材登用が適切であれば、その政策も適切であり、部下達
も協調していける。私欲から人を選べば政策も私欲にゆが
められ、部下達も協調しない。大臣は人材登用が重要であ
るとの指摘は、徂徠・春台の指摘と同様である。

また、王安石には「委任」（巻六九）という文があり、漢
の劉邦を「以て任すべければ則ち任じ、以て止むべければ
則ち止」めたと評価する。人の「才に長短有」るが、「長
を取れば則ち其の短は問は」ない。また人の「情に忠偽
有」るが、「忠なるを信すれば則ち其の偽なるを疑は」な
かった。

其の意は曰く、「我、其の人の某事に長ずるを以て之

を任ず。它事に在りては短なりと雖も、何ぞ焉を害なはん。我は其の人の我に忠なるの心を以て之に任ず。

它人に在りては偽なりと雖も、何ぞ焉を害なはん」と。故に蕭何は刀筆の吏なるも、之に関中を委ね、復た西顧の憂無し。陳平は亡命の虜なるも、四万余金を出損して出入を問はず。韓信は輕猾の徒なるも、之に百万の衆を与へ、是を疑はず。三子は豈に素より忠名の著らかならんや。蓋し高祖は己の心を推して其の心を置けば、則ち它人は離間すること能はずして事以て濟ふ。

人材に職務を委ねるには、まずその人の得手不得手を把握した上で、その長所に応じた役割を委ねる。それはまた、全面的に統治を委ねるのではない。『經濟録』「官職」で春台も、部下へ委任することの重要性を語る。その際、まさに、

古へヨリ明君ハ必臣下ニ委任セラル。漢ノ高祖ノ未漢王ニテオハセシトキ、黄金四万斤ヲ陳平ニ持セテ、此金ニテ楚ノ軍中へ反簡ヲ遣ラシメテ、其金ノ出入ヲ問玉ハヌガ如キ、英雄ノ作略トイヒツベシ。委任トイフハ、ケ様ノコトヲ云フ也。

と同じ陳平を用例とする。これは、「米は米にて用に立ち、豆は豆にて用に立つ」（答問書）として、人間が一樣な聖

人となる可能性を否定し、それぞれの特性を伸ばすことを主張した徂徠の人材論と似通っている（春台も同様）。蕭何と陳平はまさしく宰相なのだから、王安石にとって宰相が全能の存在（＝道德の完成者としての君子）とはできない。

王安石は、人の大半は「中人」で、環境に左右されると説く。「万言書」¹⁷で「中人」は、

窮すれば則ち小人為り、泰なれば則ち君子為り。天下の士を計るに、中人の上下に出づる者は、千・百にして十・一も無し。窮すれば小人と為り、泰なれば君子と為る者は、則ち天下皆な是なり。先王は以為らく、衆は力を以て勝つべからざるなり。故に行を制するに己を以てせずして、中人を以て制と為す。其の欲に因りて之を利道する所以なり。以為らく中人の能く守る所なれば、則ち其の制は以て天下に行ひて、之を後世に推すべきなり、と。

人には得手不得手があり、殆どの人は生まれつきの聖人ではない。しかもそれが「聖人」になることなど求めない。

こうした論点は、かなり徂徠・春台の主張と近似している。

三、『周官新義』と冢宰

では、王安石は宰相の職掌をどう考えていたのか。徂

徠も春台も、王安石の文章は『臨川先生文集』は読めても、『周官新義』は読めない。一度散逸したこの本は、『永樂大典』をもとにして四庫全書が編まれた際に復元された。荻生家の蔵書目録に、『周礼翼刪』との書名があり、これは明の王志長の『周礼注疏刪翼』と思われる。¹⁸⁾ この『刪翼』に「臨川王氏曰」として引かれた王安石の注は二人も眼にしているだろう。とはいえ、それはかなり少ないため、『周礼』の解釈に直接王安石からの影響関係をはかるのは難しい。あくまで、春台の思想の特徴を示すために王安石を比較対象として検討する。¹⁹⁾

惟れ王国を建つるに、方を弁ち位を正し、国を体ち野を經し、官を設け職を分ち、以て民極と為す。乃ち天官冢宰を立て、其の属を帥め邦治を掌り、以て王を佐け邦国を均しくせしむ。

この『周礼』天官冢宰の序官(冒頭)に対し、後漢の鄭玄は「掌は主なり。邦治とは王の邦国を治むる所以なり。佐は猶ほ助のごとし」とする。そして、

六官は皆な冢宰に総属す。故に論語に曰く、「君薨ずれば、百官己を総べて以て冢宰に聴く」と。冢宰は百官に於いて主とせざる所無きを言ふ。爾雅に曰く、「冢は大なり」と。冢宰は大宰なり。

と注する。宰相は、全ての役職を統べる存在であり、関係

の無い部門・政策はない。これが基本的な儒学の「宰相」であり、『周礼』における「冢宰」の解釈である。(堯の下での)舜や、周公を考えても、王に代わって政務を取り仕切る役割、とみなすべきである。

それを王安石はどう解説するか。まず、「人の罪を發露して之を治むるは、刑官の治なり。人の罪を宥覆して之を治むるは、治官の治なり」と説く。そして冢宰の「宰」の字を、「宥に従ひ臯の省に従ふは、人の罪を宥覆するの意なり。宰は割を治めて和を調ふを以て事と為す」と、字を分割し、その字形から字全体の意味を説明する。こうした文字学的注釈は王安石の特徴である。²⁰⁾

そして、「冢宰」と「大宰」という名称の差異を、「職を王より列ぬれば、則ち冢宰と六卿と同じく之を大と謂ふ。百官焉を総ぶれば、則ち大宰は六卿に於いて独り之を冢と謂ふ」と説明する。天官の長官として「大宰」で、六官の長として「冢宰」である。そして、「冢宰は六卿に於いて焉より尊きこと莫し。而して王を佐くと曰へば、則ち其の道を論じて以て王を助くるに非ざるが為めなり。作りて之を行ふのみ」とする。「道を論じる」のは「三公」で、冢宰は「作りて之を行」う統治の実務を担う役職である。

天官に於ける「大宰」は、経文で「大宰の職は、邦の六典を建て、以て王を佐け邦国を治むるを掌る」とされる。

治典・教典・礼典・政典・刑典・事典の六個が「六典」で、ここに「理財」という言葉は出ず、理財を思わせるものも無い。王安石は文字学的成り立ちから、「典」「則」「灋（＝法）」の違いを解説する。鄭玄は「典」を「王の邦国を治むれば、則ち常を班くのみ。故に「典」を以てす。「典」は其の大常を言ふ」と説明する。「典」が国の根本的な法典で、「則」はそれぞれ地方での細かな条例、「法」は官府に於ける規則である。冢宰は国家体制の根幹を作る、といっても過言ではない。

大宰は其の属を帥めて以て王を佐け邦国を均しくす。而して治典は以て邦国を経し、治職は以て邦国を平かにするとは、蓋し治典の書為るや、以て邦国を経するのみ。治官の属は、推して之を行ひ、然る後に以て邦国を平かにすること有り。邦国を均しくするに至れば、則ち王の事にして、治典の書の能く及ぶ所に非ず、治官の属の能く専らにする所に非ざるなり。

統治者そのものは王であり、冢宰も統治を実務側から助ける存在に過ぎない。ここからは冢宰の職掌に理財があるとは読み取れない。特定の職掌が無い、王の輔佐として全てを掌る存在、という従来の解釈に近い。

『書経』周官篇の「冢宰は邦治を掌り、百官を統べ、四海を均しくす」には、王安石が『尚書新義』で書いた注が

残されている。『詩経』と『書経』の『新義』は息子の王雱との共編とはいえ、注目すべきである。それは、「其の賦・式・理財を以て職為りと為す。故に曰く「均」と」「周官の一書は、理財其の半ばに居る、故に理財を以て冢宰の職と為す」の二つである。王安石はやはり、『周礼』の半ば以上を理財が占めてるとした上で、だからこそその長である冢宰の職掌は「理財」だ、と主張していた。これは宋の林之奇の『尚書全解』に引用されたものである。

「均四海」とは、先儒曰く、「均平四海之内邦国」とは、是なり。周官亦た曰く、「以佐王均邦国」と。而して王氏曰く、「為其以賦式理財為職。故曰「均」と。夫れ九賦は財賄を斂め、九式は財用を均節す。此れ特に其の一事なるのみ。若し夫の四海を均しくすれば、則ち言ふ所のものは、大いに此を指すに非ざるなり。王氏謂ふ「周官一書、理財居其半、故以理財為冢宰之職」と。王氏「制置三司条例」を置く。議する者は皆な、其の天子の宰相を以て下して有司の事を行はしむるを譏る。此の言蓋し自ら地為るのみ。

理財を職掌の根幹とした王安石の冢宰論がここで批判されている。²¹この批判の要点は二つある。第一は、王安石は冢宰の職務の内「九賦・九式」という二つの部門を過大評価した、というものである。第二は、王安石は冢宰を有司に

してしまつた、つまり、宰相を特定の職掌のみに携わるものに制限してしまつた、というものである。

ここから、安石は冢宰を特定の職掌に特化させようとした、と周圉からは見なされていたのが明らかとなる。その上で、冢宰の職掌を限定するのは問題である、という批判があつた。こうした批判は林之奇以外にも見られる。同様に、『周礼』「冢宰」の職務を人事と財政に特化した春台も、『周礼』思想史上では異質である（むしろ、王安石にそうした批判があつたにもかかわらず、敢えてそう定めたことは注目すべきだろう）。

『周礼』において大宰（冢宰）が携わる範囲は非常に幅広く、六典の後、八法・八則・八柄・八統・九職・九賦・九式・九貢・九兩という制度・法による統治が続く。では「九賦」と「九式」とは何か。

九賦を以て財賄を斂む。一に曰く邦中の賦。二に曰く四郊の賦。三に曰く邦甸の賦。四に曰く家削の賦。五に曰く邦甸の賦。六に曰く邦都の賦。七に曰く関市の賦。八に曰く山沢の賦。九に曰く幣余の賦。

「賦」つまりは税金の種類は九種類である。大宰にあるのだから、税金関係が冢宰の職掌であることは間違いない。鄭玄は「財とは泉・穀」とした上で、「賦は口率に泉を出すなり。今の算泉、民或は之を賦と謂ふは、此れ其の旧

名か」と注する。王安石は、

下は職の共するを以て之を貢と謂ひ、上は政の取るを以て之を賦と謂ふ。「九賦を以て財賄を斂む」とは、之を才して以て利と為す、之を財と謂ふ。之を有して以て利と為す、之を賄と謂ふ。之を財賄と謂へば、則ち貨賄と言ふと異なれり。貨は言として之を化して以て利と為すなれば、則ち商賈の事なり。

とまとめた上で、九賦それぞれの説明をする。「才」の動詞的な用法での意味は「さばく」であり、「賄」は絹織物である。取りさばいて利益とするのが「財」で、何かに化す、つまりは交換するのが「貨」である。「化」すのは商人のすることだから、「貨賄」といわず「財賄」と経文にある、という意味である。政府が徴収した上で取りさばく財物であり、それは冢宰の役割にあるのだから、「さばく」主体は冢宰である。

次に、「九式」の経文は以下である。

九式を以て財用を均節す。一に曰く祭祀の式。二に曰く賓客の式。三に曰く喪荒の式。四に曰く羞服の式。五に曰く工事の式。六に曰く幣帛の式。七に曰く芻秣の式。八に曰く匪頒の式。九に曰く好用の式。

「式」を鄭玄は「謂ふところは財を用いるの節度なり」とするので、先ほどが収入ならこちらが支出となる。また、

三にある「荒」を「凶年なり」とするため、飢饉ひいては天災に応じた支出、という概念は既に存在した。

王安石は、九式を二つに区分する。「祭祀・賓客・喪荒は人治の大なるものなり」として、「人治の大なるもの廃して治めざれば、則ち亡びて其の後に随ふ」と、「大なるもの」をおろそかにすれば滅亡して次の王朝になることを指摘する。「羞服（王の飲食衣服）」「工事（百工の器物製造）」「幣帛（訪問の道中や、贈り物）」「芻秣（牛馬の飼料）」「匪頒（群臣への分賜）」「好用（宴会における群臣への分賜）」は、その必要性からこの順番だが、国家の興廢に拘わるものではないため、「大なるもの」とは区別される。「大宰は九式を以て財用を均節」する。

邦国の万民は余有れば則ち多く取り礼に備ふ。足らざれば則ち少しく取りて礼を殺ぐ。其の財を用いるや、邦国の万民をして是を以て差と為さしむれば、此れ所謂財を均しくし用を節するなり。

人は金が余ると所定の「礼」より豪華に振る舞おうとし、欠乏するとそれを簡素にしようとする。そうならないように、支出を調整するのが冢宰の役目である。

大宰の項の終わりの箇所と、それに応じた王安石の注を検討していく。「大事を作せば、則ち百官を戒め、王命を賛く。王、治朝を視れば、則ち賛けて治を聴く。四方の聴

朝を視るも、亦た之の如くす」。ここで王安石は、「治朝」に「王」といい、「大事」に「王」といわないのを指摘する。

則ち大事を作す者は大宰なるが故なり。蓋し命なるものは君の出す所にして、之を事とするは臣の作す所なり。故に曰く「坐して道を論じ、之を三公と謂ふ。作して之を行ふ、之を士大夫と謂ふ」と。余官は大事を言ふも未だ作すと言ふこと有らざれば、則ち大事は独り大宰之を作すのみなればなり。

「大事」に鄭玄は『左伝』を引き、「祭祀」と「戦争」とする。前者は皇帝が中華を支配する正統性の問題が絡み、後者は夷狄との戦争なのだから、どちらも「大なるもの」と同じく、直接的に国家存亡に絡む問題である。その指針は王が定め、それを実際の政策にしていくのが冢宰である。

それに「凡そ邦の小治は則ち冢宰之を聴き、四方の賓客の小治を待つ」という経文が続く。王安石は「邦の小治を聴く」のが「冢宰」であり、「百官焉を統ぶる」ためとする。また、「四方の賓客の小治を待つ」を、「賓客の治は王に詔ぐる」とする。

其の小治の若きは、則ち大宰之を専らにす。四方と言へば、則ち特に邦国のみならずなり。賓客の小治は、特に邦国のみならずれば則ち余は知るべし。此

れも亦た下に於いて小を挙げて以て大を見るなり。

九式は支出の優先順位であり、そこで外交は「大なるもの」である。しかし、その決済者の問題となると、「小治」になる。外交は冢宰が王にその決定を「詔」げるだけである。大事は王の命を「賛」くのため、既に王が決めている。鄭玄は「大事は王に決す。小事は冢宰専ら平にす」としていた。言い換えれば、「大事」の決定以外の殆どは、冢宰の職掌となる。

大宰の項の終わりは、「歳の終には則ち百官府に令し、各おの其の治を正さしめ其の会を受く。其の致事を聴きて、王に詔げ廢置す。三歳には則ち大いに羣吏の治を計りて之を誅賞す」となる。「廢置」「誅賞」は人事考課にあたる。王安石はこう説明する。

其の会を受くとは、其の一歳の功事財用の計を受く。其の致事を聴くとは、其の致す所を聴き、上に告げるの事を以て、則ち其の吏の治を行ふこと知るべく、是に于いてか王に詔げ廢置す。然るに此れ特に廢置を為すのみならざるなり。

歳の終わりに冢宰は、自らの属する天官だけでなく、六官全ての成果を提出させ、それを検討して人事考課を定め、王に報告する。まず冢宰が「功事財用」の報告を受けるのだから、「財用」は重視される。

冢宰にとって「六典を以て王を佐け邦国を治む」ことが「其の職の大なるもの」で、「八法を以て官府を治め、八則を以て都鄙を治むる」ことが「其の職の小なるもの」である。「先ず自ら其の職を治め、然る後に王に詔ぐるに其の職を以てす。上は則ち王に詔ぐるに其の職を以てし、下は則ち民に任ずるに其の職を以てす」。冢宰の職掌に、王の輔佐と官府・都鄙の統治があり、その職務を果たすことが求められる。

民に任ずるに其の職を以てして、然る後に民富む。民富みて、然る後に財賄得て斂むべし。斂むれば則ち民財を得。得て理すること能はざれば、則ち為す所以に非ず。財用を均節すれば、則ち義を為す所以なり。其の国を治むるに義有りて、然る後に邦国服して其の財致すべきなり。能く邦国の財を致して、然る後に王者の富を為す。富みて然る後に邦国の民聚むべし。聚まりて以て之を繋ぐこと無ければ、則ち散る。繋ぎて以て之を治むこと無ければ、則ち乱る。

冢宰が下々を適切に治めれば民が富み、その上で税収が得られる。民衆のために青苗法を作った、との意図が明らかになる。その適切な支出があれば王（＝政府）も富む。そして民も集まり王を慕う。でなければ民は離散し、王朝も戦乱に陥る。統治と適切な理財の関係は明確に示される。

これが冢宰の職掌に於いて述べられた内容であった。

万民をして治を觀しめ、冢宰典を施し則を施し法を施し、大祭祀・大朝觀・会同・大喪・大事・賓客の小治を待つに至るまで、則ち皆な其の治むる所以なり。

其の会を受け其の致事を聴く、夫れ群吏の治を計り王に詔げて廢置・誅賞すれば、則ち其れ治の終始を成す所なり。

治の「大なるもの」の実施から「小治」まで、財政を根本として冢宰が統括する。そして、その実効後に適切な人事考課をするのも冢宰であった。外交面及び、それが中心か、それに限定されるか、で差異はあるが、春台の先駆的な存在といえよう。または、王安石以降否定された見解に、春台が再びたどり着いたのである。

『文献通考』卷四十九・職官考三「宰相」では、財政を主とするといった認識は見られない。惠帝・高后が「左右丞相」を置いたが、文帝が丞相を一人に戻した、と『漢書』百官公卿表の記事を引いた後、注として「張陳王周伝」を引く。周勃が右丞相、陳平が左丞相の時、文帝が周勃に「天下 一歳の決獄は幾何」、「天下の錢穀 一歳の出入は幾何」と下問するも、周勃は答えられなかった。そこで陳平に聞く。

平曰く、「主 有る者なり。宰相なるものは、上は天子

を佐けて陰陽を理め、四時に順ひ、下は万物の宜を遂げ、外は四夷・諸侯を鎮め、内は百姓を親附させ、卿大夫をして各の其の職に任ずるを得しむ。」と。上之を善しとす。勅謝病して、相を免ずるを請ふ。平專ら一丞相と為る。

前漢の時点で、宰相に具体的な職掌はない方が理想とされていた（裁判や収支の予算などの具体的な数を知るのは担当官の職務に過ぎない）。そして、『新唐書』百官志一を引く。

宰相は事として統べざること無し。故に一職名を以て官とせず。開元より以後、常に以て他職を領し、実に其の事を重ねんと欲し、而して反て宰相の体を軽ろんず。故に時として用兵に方れば、則ち節度使為り。時として儒学を崇べば、則ち大学士為り。時に財用に急なれば、則ち塩鉄転運使為り。又た其の甚しければ、則ち延資庫使為り。国史に至りて、太清宮の類、其の名頗る多く、皆な取るに足らず。

宰相は全ての統括者であり、特定の職掌に特化させるのは問題である。馬端臨は按語で「然るに宰相なる者は、百官を綜べ、天子を弼け、既に当に之を他官と儕とすべからず、而して其の上は則ち當に復た貴官有るべからず」と断定する。

『文献通考』で宰相は、百官の長として特定の職掌に限

定されない皇帝の輔弼者、とされていた。歴史的事実としては、宰相が特定の職掌に特化したことは幾度もあった。しかし、それは望むべき事態ではない。言い換えれば、王安石の宰相論は歴史からすれば一理あるも、儒学的には問題のあるものであった。

明末の大儒・黄宗羲の『明夷待訪録』も制度論・政治理論として興味深く、宰相を置相篇で論じている。そもそも明が宰相を置かず皇帝の独裁であったから滅んだ、と黄宗羲は主張しているため、彼が宰相に求める役割は天子と同等のものである。

宰相は一人にして、参知政事は常員無し。毎日、便殿にて政を議し、天子は南面して、宰相・六卿・諫官は東西に面して次を以て坐す。其の執事には皆な士人を用ふ。凡そ章奏の進呈は、六科の給事中之を主る。給事中は以て宰相に白し、宰相は以て天子に白し、同に可否を議し、天子 批紅す。天子 尽くすること能はざれば、則ち宰相之を批し、六部に下して施行す。ここに、宰相の権限を人事と理財に特化する考えは見られない。王安石及び春台の宰相論は、共にそれまで儒教思想上で否定されてきたものを正当化する主張であった。

四、春台と利息

青苗法は利息の問題で批判されたが、春台は「利息」を否定するのだろうか。実は、そうではない。『經濟録』巻五「食貨」で利息に言及する。

民ノ家々ヨリ、其貧富ニ応ジテ、毎年粟麦一石以下ヲ出サシメ、是ヲ聚テ其在所ノ倉ニ蔵メ、其里ノ父老是ヲ主ドリ、常ニ蓄置テ、凶年飢餓ノトキニ之ヲ出シテ其難ヲ濟ハシム、是ヲ義倉トイフ。民間ニテ互ニ相恤デ、急難ヲ濟フガ故ニ、義ト名ヅケタリ。

先ず春台はこのように義倉を説明し、武士を対象とした義倉を提案する。大名から小給のものまで、一律に石高給与から二十分の一を出させて資金とし、武士の中から「算数ニ達シ、精白ナル者」を選んで義倉を運営させる。凶作で禄食が不作の時にそれを出す。また、江戸の藩邸あるいは国元のどちらでも、火災があればその被害者に与えるか「貸ス」。家に不幸があったり、または婚姻などで急の出費の時、金なり穀なりを「貸スベ」きで、金額の多寡によって返済期限は変動するにしろ、「是ニ利息ヲ出サシムベシ」と断言する。

息ハ米一石ニ一月一升程ヲ定トスベシ、金銀ノ息モ之

ニ准ズベシ。此義倉ニ還ス所ノ本利ハ、皆毎年ノ禄俸ノ内ニテ引取ルベシ。凡士人ノ家ニ不虞ノコト在テ、用度不足スレバ、外ヨリ借用スルニ、許多利息ヲ出シ、或ハ其金ヲ急ニ責ラレテ困究シ、其上ニ猶窮迫スレバ、武具馬具ヨリ始テ、累代ノ重宝ヲモ斥売シ、平日ノ衣服迄モ典當シテ、奉公ノ務モ成難キニ至ル者多シ。今ノ士人ノ廉恥ヲ虧ギ、節義ヲ失フ、皆是ヨリ起ル也。

対象が武士に限定されているとはいへ、借用先が高利貸しだと返済のために必要なものも売り払って困窮するので、低金利政策が必要だ、という主張である。これでは青苗法となんら変わらない。

義倉ノ金穀ヲ貸シテ、是ニ利息ヲ出サシムルハ、如何ト思フ人モ有ベキガ、典舖モ子銭家モ、皆厚利ヲ貪テ借ス者也。外ニ向テ厚利ヲ出サンヨリ義倉ニ入ルルハ、己ガ府庫ニ入ルルガ如シ。人ヲ憑ミ奔走スル勞モナク、時々ニ責ラルル患モナケレバ、義倉ヨリ借ルハ、士人ノ為ニ甚便利也。

利息がまた義倉に入るのならば、悪辣な高利貸しに利益をもたらずより良い。青苗法の運営費が必要である、として利息の用途を細かく説明している王安石と比べ、その利息に義倉の残高を増やすための以外の説明はなく、先ほどの「算数ニ達シ、精白ナル者」への俸給などをここから出

すのかは不明である。王安石が「鼠雀の耗」と言及したように、鼠等に食べられたり、痛んでしまふ可能性を考えれば、義倉の残高を維持するにも利息が必要と思われる。この法が成立した後に他に借金・質入れを禁じるのは、高利貸し・質屋を抑え込む目的なのだから、その撲滅を意識した青苗法と同じである。しかし、返済を毎年の石高・給金から計画的に払っていきけるのか。そのように家計を計画的にさせる目的があるにしろ、自転車操業的になる可能性は高いだろう。

凡人ハ平生無事ノ日ニ、侈ヲ戒シメ用ヲ節シテ、少ツツモ貨財ヲ余シテ儲蓄シテ、不虞ニ備フベキ義ナレドモ、遠慮アル人ハ罕ニテ、目前ノ事ノミヲ営ム者多ケレバ、縦上ヨリ号令ヲ出シテモ、私家ニ不虞ノ備ヲナス者ハ、百人ニ一人也。

王安石の人間観と違いはあまりない。目先のことばかりで、将来のことなど考えずに散財する、そうした人間が大半だとみている。

義倉ハ国儲ニテ、一人ノ蓄ニ非ズ。納ムルニ法アリ、出スニ制有テ自由ナラズ。毎年禄俸ノ内ニテ、少許ノ米ヲ引取ラルルハ、定マレルコトナレバ、私家ヨリ新ニ出ス如クニハアラデ、左ノミ苦ムコトモナシ。凡士民ハ千万人ノ心不同ニテ、政ノ利害ヲ受ル処モ一様ナ

ラネドモ、不虞ノコトアルニ及デ、財用ノ不足ヲ苦ムコトハ衆人同然也。サレバ君上ノ下ヲ統御スルハ、小々ノ利害ニ拘ラズ、不虞ノ急難ヲ濟フベキ方術ヲ常ニ思惟シテ、無事ノ日ニ其備ヲナス、是ヲ善政トイフ。

制限をかけられた方が、思う儘にならないために贅沢をしない。また、天引きされて義倉に行くならば、給料をもらった後に徴収されるより受け入れやすい。各人の立場によって利害関係は様々だが、災害など急に起こった被害を救わなければならないのは同様、だから義倉を作るべきである。天災が繰り返り返し起こった綱吉公の治世に生きた春台だけに、「不虞ノ急難」への救済は念頭に強く残っていた。

五、海保青陵の王安石論

王安石を徳川日本で好意的に論じた人物はいるのか。海保青陵は数少ない該当者である。その著書『稽古談』は、「稽ハ禾ニ従ヒ、尤ニ従ヒ、旨ニ従ヒ」と始まる。つまり、「稽」の字を部分毎に分割して検討し、「稽」の字義を定める手法である（青陵も『周官新義』は読めないはずなのだ）。

『稽古談』を通じて青陵は『周礼』に言及し、尊重している（ただし、周公の作ではなく、実行されてもいない、としている）。それは「周礼ハ皆運上アリ」として「民ニ米銭ヲカ

シテ利息ヲ取ル法」と見ているからである。そして、「タダ王安石一人スサマジキ政事名人」とし、「王安石ハ周礼ニモトヅキテ法ヲ組ミカヘタリ。法ハ周礼ノ法也。ドレモドレモヨキ法也」と断言している点は重要である。冢宰について、

古ハ天下ノ貴人御役人ノ、トントノ上席冢宰ト云役目ノ人ノ役ヲ王制ニモカキテアル通り、御勝手ノ出入ノコトヲシラベル役也。君子ハウリカイ算用ニカマハズバ、古ヘノ冢宰出入ノコトニカマハヌハツ也。国ノ総体入高ヲ算用シテ、其惣入高ノ三分二ニテ国ノ入用ヲシマフヨウニシテ、三分一ヲバノコシテオキテ、タカハヘニスルコト也。是冢宰ノ役目也。

と国家財政の支出収入を職掌にしている点は、春台と同様である（ただし、人事に触れない）。青陵が春台の学統につながるのを踏まえれば当然かもしれない（青陵は学派なるものを嫌うのだが）。そうであっても、『稽古談』で『周礼』は王安石と関連して語られることが多いことは注目すべきである。王安石について重要なのは、巻二の次の一節である。

王荊公ハ立派ナル家柄ニテ一代ノ儒宗也。ソノスサマジキ力量ニテ、興利ヲカネタル人ナレバ上手ナルハズ也。唯、世上ノ人情ニウトキキミアル人物ユヘニ、ヤワラカニユカヌキミアリ。儒者ヲヒラツツブシニツブ

ソフトスルキミアタルユヘニ、敵大勢ナリシ也。如シ周礼ノ法ヲ今ニ行ハントナラバ、王荊公ノシワザヲヨク心得テ、ヤワラカニ敵ノテキタハヌヨフニスベキ也。

青陵がどれほど王安石の文を読んでいるかはわからない。徳川思想史に於いて市場経済を肯定的に検討した嚆矢ともいえる青陵が、「理財」「利息」という儒者がそれまで忌避した概念に積極的に取り組むにあたり、王安石に高い評価を与えたのは当然であろう。

結

『周礼』は王莽の時代から、政治・制度改革を主張する人物に重視されてきた。「道学」派とされる張載も『周礼』による改革を志し、朱熹も『周礼』を重視している。日本の幕末に於いて、会沢正志斎には『周礼』の注釈書があった²⁶。近年明治維新に於ける『周礼』を論じたものもある²⁷。

『周礼』の思想史は、制度改革の思想史でもある²⁸。

徂徠学は、徳川の世が「甲冑ノ入（要る）」世に陥つてしまふだろう、という危機感から制度の「立替」を主張した²⁹。徂徠の危機意識を受け継いだ春台が、『周礼』を重んじた制度構想を作り上げるのも、むしろ自然なことである。

本稿はまず、太宰春台の宰相論と人間論に注目して、王安石との類似性を指摘した。両者の思想全体について、詳細に検討しているわけではない。しかし、「功利」と「人間」論は、まさに「道学」が「王学」（王安石の学派）を批判する際に重視した点であり、近年宋代の思想史を王学から道学への変遷とする見方も打ち出されている³⁰。「功利」を重んじ「申韓刑名」的である、と王安石は批判されていた。面白いことに、徂徠学も同様、「功利」で「申韓刑名」的という批判をされている。

王安石は、「夫れ天下の衆を合するものは財、天下の財を理むるものは法、天下の法を守るものは吏」として、財と法と吏の関連を主張する（『度支副使序壁題名記』（卷八二））。

春台は『経済録』『法令』で、「国家ハ法ヲ以テ治ムルヲ便利」とし、「先王ノ道ヲ本トシテ、忠恕ノ心ヲ以テ行ハバ、商鞅・申不害・韓非ガ法モ、皆国家ニ益アリテ、善治ヲ開」くとまで述べている。王安石は商鞅を称えていた、という記事が『宋史』に散見される。また、富国强兵を推し進めたと王安石は同時代で既に批判されていたが、春台は『経済録』『食貨』で「富国强兵ヲ覇者ノ術トイフハ、後世ノ腐儒ノ妄説」として、「聖人ノ天下ヲ治ル道、富国强兵ニ非ルハナシ」と断ずる。「統治の学」として、断片的とは言えないほどに共通項は多い³¹。

道学・朱子学は王学に対抗する形で定立していき、今度はその朱子学に対抗して徂徠学が確立した。春台がそれを意図・自覚していたかは明らかではないが、春台の学問は、朱子学を乗り越えようとした結果、朱子学が乗り越えようとしたものを再発見する形で形成された。そこに王安石の名前は明示されない。しかし、奇妙なまでの類似性を、王安石と春台はその統治理論に示しているのである。

注

- (1) 濱野靖一郎『頼山陽の思想——日本における政治学の誕生』（東京大学出版会、二〇一四、以下「拙著」）を参照。また、荻生徂徠、太宰春台についても同書を参照。
- (2) 『太平策』『弁名』は吉川幸次郎編『荻生徂徠』（日本思想大系、岩波書店、一九七三）により、『政談』は平石直昭校注『政談——服部本』（東洋文庫、平凡社、二〇一一）により、『答問書』は島田虔次編『荻生徂徠全集』第一巻（みすず書房、一九九四）による。
- (3) 徂徠と「礼」については、高山大毅『近世日本の「礼楽」と「修辞」』（東京大学出版会、二〇一六）を参照。
- (4) 春台が「決断」を重視するのも、その一つである。拙著を参照。
- (5) 『経済録』は滝本誠一編『日本経済大典』第九巻（鳳

文書館、一九九二）による。

- (6) ここに外交が無いのは時代状況故である。日本では松平定信まで（つまりはロシア船の来寇問題が起ころるまで）、最重要課題とは見なしがたかった。

- (7) 土田健次郎『王安石に於ける学の構造』（『道学の形成』第六章第一節、創文社、二〇〇二）は、王安石が災害を恒常的現象とみていた、と指摘している。

- (8) 徂徠は『周礼』を重視しているが、『徂徠先生答問書』中巻で「王莽・王安石が『周礼』は毒を天下に流し候」と批判もしている。もともと、これは徂徠が制度よりも人材が重要だ、と主張する文脈上のもので、その論旨は王安石の制度・人材論と極めて近似している（王安石の人材論については土田前掲論文を参照）。『周礼』研究については、宇野精一『中国古典学の展開』（『宇野精一著作集』第一巻、明治書院、一九八六）、本田二郎『周礼通釈』（上下、秀英出版、一九七七一―一九七九）、間嶋潤一『鄭玄と『周礼』』（明治書院、二〇一〇）、井ノ口哲也『後漢経学研究序説』（勉誠出版、二〇一五）、渡辺義浩『王莽の経済政策と『周礼』』（『大東文化大学漢学会誌第五十一号 池田教授・三浦教授退休記念号』二〇一二）、また『朱子語類』の『周礼』への言及の訳注で、井澤耕一『『朱子語類』巻第八十六礼三周礼総論』（『東アジア文化交渉研究別冊』二〇〇九）を参照。

- (9) 王安石には、東一夫氏の一連の研究がある。『周官新義』に関する研究は、古くは諸橋轍次「儒学の目的と宋儒の活動」(『諸橋轍次著作集』第一巻、大修館書店、一九七五)から、庄司莊一「王安石『周官新義』の大宰について」(『中国哲学史文学逍遥』角川書店、一九九三)、土田前掲論文、吾妻重二「王安石『周官新義』の考察」(『宋代思想の研究』第二章、関西大学出版部、二〇〇九)、小島毅「王安石から朱熹へ」(小島康敬編『礼楽』文化)ペリカン社、二〇一三)が主なものである。また全肖豊「王安石の士大夫政治思想に関する研究」(名古屋大学博士学位論文、二〇一三)に於いて、王安石研究の先行研究一覧が日本語のものだけでなく、中国語・英語のものも整理されている。本稿は土田氏、吾妻氏の論攷から多くの示唆を得ている。
- (10) 四部叢刊初編『臨川先生文集』による。新法については東一夫『王安石事典』(国書刊行会、一九八〇)を参照。
- (11) 諸橋前掲書を参照。
- (12) 土田前掲論文を参照。
- (13) 拙著を参照。
- (14) 王安石の「義・利」については、土田健次郎「楊時の場合」(土田前掲書)を参照。
- (15) 四部叢刊廣編『書集伝』による。
- (16) 「委任」の用例に限れば、『史記』『漢書』『群書治要』

『貞觀要』に陳平と関連したものはない。とはいえ、春台が王安石の「委任」を下敷きにしたと断定するのも早計である。

(17) 「万言書」こと「上仁宗皇帝言事書」について、宮崎市定『中国政治論集』(『宮崎市定全集』別巻、岩波書店、一九九三)所収のものを参考とした。

(18) 吉川裕「松浦史料博物館所蔵本『護國藏書目録』について」(共同研究「山鹿素行関連文献の基礎的研究」第一回研究会、国文学研究資料館、二〇一七)を参照。

(19) 『周官新義』『尚書新義』は程元敏『三經新義輯考彙評』(国立編訳館主編、一九八七)による。

(20) 土田「王安石に於ける学の構造」を参照。

(21) 『尚書新義』および、それに対する林之奇の批判については、青木洋司『宋代における『尚書』解釈の基礎的研究』(明德出版社、二〇一四)、小島前掲論文を参照。

(22) 賦と貢は、天官「大府」に詳しい。

(23) 『文献通考』(中華書局、二〇一一)による。

(24) 拙著を参照。『明夷待訪録』は山井湧『黄宗義』(人類学的遺産、講談社、一九八三)による。

(25) 『稽古談』は蔵並省自編『海保青陵全集』(八千代出版、一九七六)による。王安石と青陵との比較については東一夫『日本中・近世の王安石研究史』(風間書房、一九八七)を参照。東氏は山陽も王安石と類似しているとして

比較するが、山陽理解にかなり問題がある。王安石と青陵の比較も同様である。東氏は徂徠・春台と王安石を比較しておらず、制度論としての観点はない。また、徳盛誠『海保青陵——江戸の自由を生きた儒者』（朝日新聞出版、二〇一三）が青陵の王安石論に言及している。

(26) 会沢正志斎の制度論と『周礼』については、高山大毅「制度——荻生徂徠と会沢正志斎」（河野有理編『近代日本政治思想史』ナカニシヤ出版、二〇一四）を参照

(27) 羽賀祥二「明治維新と『周礼』」（『年報近現代史研究』近現代史研究会編、第一号、二〇〇九）。

(28) 『周礼』と政治面の関係については、吾妻前掲論文を参照。

(29) 渡辺浩『日本政治思想史』（東京大学出版会、二〇一〇）を参照。

(30) 土田前掲書を参照。

(31) 帆足萬里は『東潜夫論』で、師の協蘭室が、春台が藩政を司つたら日本の王安石になる、と評していたと記している。

付記 本稿は、平成二七年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員PD）